

## 岡山県保育インターンシップ助成金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 知事は、県内の保育所等におけるインターンシップの実施を促進し、保育士を目指す学生の就職率の向上を図るため、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で、インターンシップを実施した県内の保育所等（以下「実施施設」という。）及びインターンシップに参加した学生（以下「参加学生」という。）に対し助成金を交付する。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育士養成施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に規定する都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。
- (2) 保育所等 次のいずれかに該当する施設をいう。  
保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び地域型保育事業所
- (3) インターンシップ 県内の保育所等において実施する就業体験をいう。

### (助成対象者)

第3条 この助成金の交付の対象となる者は、別表第1に定める。

### (助成対象事業)

第4条 この助成金の交付の対象となるインターンシップ事業は、次に掲げる全ての条件を満たすものとする。

- (1) 県内の保育所等が実施するものであること。
- (2) 実施施設での参加学生の活動時間が1日当たり4時間以上であること。

### (助成対象経費等)

第5条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）、助成額及び助成限度額は、別表第2に定める。

### (交付申請の期間)

第6条 助成金の申請期間は、令和6年4月1日から令和7年2月15日までとし、実施後1か月以内に申請するものとする。ただし、予算額の上限に達した場合は、申請受付を終了する場合がある。

2 実施施設は、交付申請書兼実績報告書（様式第1号及び様式第2号）に次に掲げる書類を添付し、申請しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第3号）
- (2) インターンシップ実施の証拠書類（当日使用した資料、レジュメ等）
- (3) 助成金の利用内容を明記した書類
- (4) 参加学生が保育士養成施設に在学していることがわかる書類（学生証の写し、在学証明書等）

- (5) 振込口座の通帳の写し（金融機関名、支店名、預金種類、口座名義（カタカナ）、口座番号が確認できるもの）

（交付の条件）

第7条 規則第6条の規定により助成金の交付に際して付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿、その他助成金に関する資料を備えておくとともに、知事から求めがあったときは、調査に応じること。また、当該帳簿と資料は、助成金の交付を受けた年度の終了後5年間保存すること。
- (2) 申請者は、助成金の申請等に際して不正が発覚したときは、助成金の返還等について、知事の指示に従うこと。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成事業の執行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

- 2 実施施設及び参加学生は、アンケート調査（様式第4号及び様式第5号）に協力するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係） 助成対象者

助成対象者区分	対象者要件(次に掲げる要件の全てを満たす事業者または学生)
実施施設を運営する事業者 (私立の保育所等のみ)	(1)岡山県税を滞納していないこと。 (2)インターンシップに要した費用について、本助成金以外の補助金や助成金等の交付を受けていない事業所であること。 (3)暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第6号に規定する暴力団員等をいう。）、暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等の統制下にある者、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が役員等ではないこと。
参加学生 (公立・私立の保育所等)	(1)保育士養成施設に在学する学生である者 (2)インターンシップに要した費用について、本助成金以外の補助金や助成金等の交付を受けていない者であること。 (3)暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第6号に規定する暴力団員等をいう。）、暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等の統制下にある者、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が役員等ではないこと。

別表第2（第5条関係） 助成対象経費等

助成対象経費	実施施設を運営する事業者 (私立の保育所等のみ)	インターンシップにおいて、参加学生を受け入れるために必要な経費で、次に掲げるもの 1 消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、製作材料費、広報費等 2 その他事業実施のために知事が必要と認める経費
	参加学生 (公立・私立の保育所等)	1 旅費（ただし、公共交通機関での往復分を対象とする。）、その他知事が必要と認める経費 2 実習雑費（定額）
助成額	実施施設を運営する事業者（私立の保育所等のみ）	1人当たり3,000円/日
	参加学生（公立・私立の保育所等）	1 旅費、その他知事が必要と認める経費：1,000円/日を上限とする。（旅費は、公共交通機関による実費相当とする。） 2 実習雑費：1,000円/回（1実施施設当たり）
助成限度額		1実施施設につき、30,000円/年（開催回数の限度なし）
その他留意事項		学生は、複数の実施施設が行うインターンシップへの参加が可能